

## 1. 試行評価の概要

### (1) 試行評価の目的

大学基準協会は、機関評価に関しては昭和26年以来の実績を有しており、新たに法制化された機関別認証評価についても平成16年度よりすでに実施している。しかし、法科大学院の認証評価については、法制度上、認証評価機関に課される要件が機関別のそれよりも詳細であること、評価全体における教育内容・方法の評価の比重が高く、現地視察において教育の状況をより詳細に調査し、適正な認証評価を実施する必要があることなどを考慮し、本協会の評価手法の充実を期して試行評価を行った。

### (2) 評価対象

大規模校（入学定員200名以上）、中規模校（同100名前後）、小規模校（同50名前後）から地域性を考慮して、A法科大学院、B法科大学院、C法科大学院の3法科大学院に対して試行評価を実施した。

### (3) 評価項目

試行評価実施の時点では、各法科大学院が完成年度に達していないことから、法科大学院基準のすべてについて自己点検・評価を求めることが困難であり、試行評価までの法科大学院側の時間的余裕をも考慮して、評価項目を限定することとした。その結果、法科大学院基準10項目のうち、法科大学院認証評価の中心項目である「理念・目的ならびに教育目標」、「教育の内容・方法」、「学生の受け入れ」について点検・評価報告書の提出を求めた。

### (4) 提出資料

#### 点検・評価報告書について

記述の完成度は、本来「現状の説明」、「長所と問題点」、「将来の改善方策」という視点で記述を求めることとしているが、試行評価では上記で指定した項目に設けられた評価の視点ごとの現状には必ず言及するよう求め、長所と問題点の指摘やその結果導き出される将来の改善方策については、現時点で可能な範囲で記述を求めた。なお、全体の分量は特に指定しないが、「本評価」における点検・評価報告書のページ数が全体でも50～60ページであることを勘案することを要請した。

#### 法科大学院基礎データについて

原則として「就職・大学院進学状況（表3）」以外はすべて提出を求めた。その際、各大学および各法科大学院が固有に作成している資料で代えられる場合は、積極的に代替資料を活用してもらうこととした。

#### 添付資料

「法科大学院マニュアル」76、77ページに掲載の法科大学院認証評価提出資料一覧に掲げた資料は原則としてすべて提出を求めた（資料1参照）。

#### （5）各法科大学院に対する試行評価の体制

各法科大学院の規模に応じて、法科大学院試行評価委員会委員の専門分野や研究者と実務家のバランス、各委員との日程調整を考慮して、1法科大学院あたり8、9名（うち、書面評価のみは3、4名）で構成した。各法科大学院の担当は以下のとおりである。

なお、各法科大学院に対して事務局2名～3名が法科大学院試行評価委員会をサポートするとともに、実地視察にも同行した。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| A 法科大学院：主査1名、委員7名 | 実地視察担当委員は、5名 |
| B 法科大学院：主査1名、委員8名 | 実地視察担当委員は、5名 |
| C 法科大学院：主査1名、委員7名 | 実地視察担当委員は、4名 |

#### （6）評価プロセス

本評価のプロセスを考慮し、試行評価においては、各法科大学院に対して下記の手続で評価を実施した。

なお、各法科大学院への試行評価の実施スケジュールは、資料2「各法科大学院試行評価スケジュール」を参照。

第1段階：各大学からの資料提出の後、法科大学院試行評価委員会委員の当該法科大学院担当者により所見を作成した。

第2段階：各担当委員から提出された所見を当該法科大学院担当主査の下で「所見のまとめ」として集約し、「所見のまとめ」を法科大学院試行評価委員会で検討した。検討の結果、担当主査は所見のまとめを修正するとともに、「実地視察の際の質問事項」に集約した。「実地視察の際の質問事項」は、事務局により実地視察実施1週間程度前に当該法科大学院に送付し、実地視察実施前に可能な限り文書による「実地視察の際の質問事項に対する回答」を得て、実地視察を実施した。

第3段階：実地視察の実施（実施内容は後述「（7）実地視察」を、スケジュールは資料3「各法科大学院試行評価実地視察スケジュール」を参照）

第4段階：担当主査は、実地視察により担当委員から得られた評価を集約し、試行評価結果（主査案）としてとりまとめ、委員長に提出された。委員長は、3

法科大学院についての主査案をもとに試行評価結果(委員長案)を作成し、法科大学院試行評価委員会で審議し、試行評価結果(原案)をとりまとめた。同(原案)を各大学に送付し、意見を求めた。

第5段階：試行評価結果(原案)に対して各大学より意見申立があり、同委員会は、意見申立を慎重に検討し、適宜修正を加えて試行評価結果(案)を作成し、これを理事会に提出した。

第6段階：理事会において承認された評価結果は、各大学および各法科大学院に送付した。なお、この度の試行評価結果は、その性格上、社会に公表しない。

## (7) 実地視察

### 面談調査

各法科大学院とも、法科大学院の教学側の責任者、自己点検・評価の責任者を含め、教員5～8名程度と法科大学院の事務組織の責任者1、2名と約2時間かけて面談を行った。

### 学生面談

各法科大学院とも、学年、法学未修者・既修者の別、社会人経験の有無などを考慮して法科大学院側が選考した合計8名と約90分程度で面談した。

### 授業参観

各法科大学院とも当日の開講科目のうち、法律基本科目を中心に評価委員が選考した3、4科目を1科目の授業参観を行った。

### 施設見学

各法科大学院とも、講義室、自習室、図書館、教員研究室、法廷教室、学生食堂などを30分から60分程度(施設の規模の違いによる)で見学した。

## 2. 本評価に向けての提案

### (1) 評価方針および評価体制

- ・本協会が評価に際して特に重要であると思われた点について十分な評価を行うこと、評価委員の評価のばらつきを防ぐためにも、法科大学院基準のうち、法令要件であると否とを問わず、「評価の視点」の中から重点項目を確定し、分科会報告書ではその点を詳細に記述する。
- ・幹事については、規程上若干名をおくことができるとされているが、試行評価では幹事を置かずに評価を実施した。その結果から、幹事については、当該年度の申請法科大学院に関する法令要件の遵守状況や上記重点項目の評価状況を並列的にチェックするなど役目として委嘱する。
- ・分科会委員の増員について、規程上、「法科大学院の規模等、書面評価および実地視察の必要に応じて、分科会委員を増員することができる」と規定されている点、実地視察時の定期試験問題およびその答案等の閲覧などの作業量を考慮し、一定規模以上の場合、増員する。
- ・当該法科大学院の教員が非常勤で担当している科目の負担が把握できる資料の提出を求める。
- ・本評価のスケジュールやプロセスと評価委員の負担を考慮すると、1分科会の担当は1法科大学院を原則とする。

### (2) 法科大学院認証評価年間スケジュールならびにプロセス（資料4参照）

- ・分科会の実施回数については、実地視察実施前および後に一度ずつ開催を原則とする。ただし、各分科会の判断によっては、実地視察実施後は開催しない（この場合、実地視察で分科会報告書の修正に関する入念な打ち合わせを行う）。
- ・分科会での審議内容については、実地視察実施前では、「分科会報告書（案）」をまとめるとともに、「実地視察の際の質問事項」を確定する。この時点で特に重要なものは、後者について、委員間の合意をはかることである。実地視察実施後の分科会では、実地視察で確認・判明した事項にもとづき「分科会報告書」を完成する。
- ・実地視察実施前には、「分科会報告書（案）」を送付しない。当該法科大学院に「実地視察の際の質問事項」のみを送付し、当該法科大学院からあらかじめ文書による「実地視察の際の質問事項に対する回答」を得て実地視察を実施する。
- ・「分科会報告書」の執筆については、分科会主査のみで行うには負担が大きいことが予想されるので、分担執筆を行うことも考えられる。分担方法については、各分科会に委ねる。なお、分科会主査が全て執筆を行うことも可とする。
- ・年間スケジュールについては、平成20年度の場合、10数校の法科大学院の申請が予想されており、前・後期というスケジュールも考えられる。この点を視野に入れて平成19年度の本評価を実施することが必要である。

### ( 3 ) 実地視察のあり方

- ・実地視察の実施時期については、授業参観を行うことを考慮すると、学期始めでない方が良いので、日程調整の結果により、可能であれば10月後半に実施することが望ましい。
- ・実地視察の実施目的については、書面評価の確認を主とするが、実態調査の把握も必要である。
- ・実地視察当日のスケジュールについては、法科大学院の教学側の責任者、自己点検・評価の責任者などとの面談調査、授業参観、試験問題と答案の閲覧、学生面談、教員との個別面談を行うことを原則とする。また、分科会主査・委員が自由に視察できる時間も設定するなど、各分科会の意向も尊重しつつ、当該法科大学院と本協会事務局とで柔軟にスケジュールを確定する。
- ・一日目の実地視察終了後の時間の利用については、各分科会で検討の上、必要があれば打ち合わせの時間に利用する。
- ・面談調査については、実施目的を踏まえた上で、法科大学院の教学側の責任者、自己点検・評価の責任者などとの面談時間はできる限り長く設定すること、実地視察の終了前にも再度面談を行うこととする（「講評」の実施とも関連）。
- ・授業参観については、実地視察の実施日を行うことを原則とする。その際、実地視察の実施日の開講科目の中から選定するには限界があるので、事前に各分科会の参観希望の授業科目が開講している日時を考慮して実地視察の日程調整を行うこととする。なお、実地視察の実施日以外に実施する授業参観については、特に必要がある場合に例外的に認める。
- ・定期試験およびその答案等の閲覧については、成績評価の分布表の提出を求めた上で、ランダムな抜き取り調査などの方法が望ましい。
- ・学生面談を含む学生からの意見聴取については、当該法科大学院の教育内容等を適切に把握することを目的とする。

学生面談の学生の選定は、当該法科大学院に一任することを原則とする。その際、選定の条件は、学年、既修者・未修者の別、社会経験、性別などを考慮して5～6名程度とする。

当該法科大学院で実施している、授業評価アンケート等の学生アンケートについて、自由記述欄を含め、提出を求める。

必要な場合は、学生面談を行う学生の社会人としての経歴や現在履修している科目内容などの情報提供を求める。

### ( 4 ) 評価結果の様式（資料6を参照）

[資料 1]

A 法科大学院提出資料一覧

( 1 ) 調書

- ・ 2006 (平成 18) 年度 A 法科大学院試行評価点検・評価報告書
- ・ 法科大学院基礎データ
- ・ 専任教員教育・研究業績 ( A 法科大学院ホームページ抜粋 )

( 2 ) 添付資料

- ・ 年次計画履行状況報告書・補足説明資料
- ・ A 法務研究科法曹養成専攻 ( 専門職学位課程 ) 【法科大学院】設置に係る年次計画履行状況報告書
- ・ 平成 18 年度法科大学院要覧
- ・ 平成 18 年度法科大学院講義要項
- ・ 平成 18 年度 A 法科大学院学生募集要項
- ・ A 法科大学院パンフレット
- ・ A 法科大学院自己点検・評価報告書
- ・ 平成 18 年度オフィスアワーについて
- ・ リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規
- ・ 平成 17 年度春学期 ( 秋学期 ) 試験時間割表
- ・ A 教育職員選考規程および A 教育職員選考規程に関する取扱内規
- ・ 学生相談主事規程
- ・ A セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程および啓蒙パンフレット
- ・ 奨学金及び教育ローンのご案内、A 法科大学院「教育ローン資料」請求票、A 法科大学院「教育ローン資料」のご案内、平成 18 年度 ( 予約 ) 日本学生支援機構 A 法科大学院奨学金出願案内
- ・ 2005 A 法科大学院法学研究所パンフレット
- ・ A 法務研究科 ( 法科大学院 ) 教授会規程
- ・ 大学院研究科長の任命及び任期に関する規程および法務研究科長選挙規程
- ・ 2004 年度法科大学院入学試験問題 ( 長文読解・小論文、憲法 A・B、民法法系 A・B、刑事法系 A・B )、2005 年度法科大学院入学試験問題 ( 長文読解・小論文、憲法 A・B、民法 A・B、刑法 A・B、民事訴訟法 A・B、刑事訴訟法 A・B )、2006 年度法科大学院入学試験問題 ( 長文読解・小論文、憲法 A・B、民法 A・B、刑法 A・B、民事訴訟法 A・B、刑事訴訟法 A・B、商法 ( 会社法 ) A・B )

## B 法科大学院提出資料一覧

### ( 1 ) 調書

- ・法科大学院点検・評価報告書 B 大学院法務研究科 平成 18 年 7 月
- ・法科大学院基礎データ
- ・専任教員教育・研究業績

### ( 2 ) 添付資料

- ・大学院法務研究科（法科大学院）学則
- ・B 法科大学院パンフレット 2007 年度版
- ・法務研究科（法科大学院）履修案内 平成 18 年度
- ・B 大学院法務研究科（法科大学院）時間割（2004 年度 1 年生・2 年生、2005 年度 1 年生・2 年生・3 年生、2006 年度 1 年生・2 年生・3 年生）
- ・平成 18 年度 B 大学院法務研究科（法科大学院）シラバス集
- ・B 法科大学院ホームページ資料（教育理念の明示に関する資料）
- ・平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにかかる大学改革等補助金（大学改革推進経費）交付申請書、成果報告書
- ・エクスターンシップに関する資料
- ・授業評価アンケート結果
- ・授業関連資料（1 授業科目あたり学生数）
- ・定期試験関連資料（科目別評語数）
- ・平成 17（2005）年度 B 大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項
- ・平成 18（2006）年度 B 大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項
- ・平成 19（2007）年度 B 大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項

## C 法科大学院提出資料一覧

### ( 1 ) 調書

- ・法科大学院点検・評価報告書 C 大学院法務研究科 平成 18 年 8 月
- ・法科大学院基礎データ
- ・専任教員教育・研究業績

### ( 2 ) 添付資料

- ・平成 19 年度 C 法科大学院入学試験要項
- ・C 法科大学院パンフレット ( 2007 年度 )
- ・法科大学院履修要綱
- ・年間授業時間割
- ・C 大学院法務研究科 ( 法科大学院 ) 学則
- ・エクスターンシップの実施要領
- ・C 法科大学院エクスターンシップ受入日
- ・誓約書 ( 院生用・大学院用 )
- ・法科大学院履修規程
- ・科目ごと成績分布
- ・個人別成績表
- ・L S 前期試験について
- ・平成 18 年度 C 法科大学院学事日程表
- ・再履修科目の対応について ( 申し合わせ )
- ・法科大学院 F D 委員会規程
- ・授業に関するアンケート調査票
- ・2005 年度後期授業アンケート結果集計表
- ・平成 16 年度後期・17 年度後期 授業科目教員の自己評価票
- ・C 法科大学院入学者選抜基準規程
- ・C 法科大学院入試委員会規程
- ・入学試験問題 ( 平成 16・17・18 年度 )
- ・年度別入試説明会開催実績
- ・年度別他学部・社会人入学割合

### ( 3 ) 点検・評価報告書の参照資料 ( 添付資料以外 )

- ・C 法科大学院研究科委員会運用規程
- ・法科大学院教務委員会規程
- ・授業科目教員の自己評価票 ( 用紙 )
- ・授業参観の記録 ( 用紙 )
- ・講演会の実施
- ・19 年度カリキュラム ( 案 )



- 200\*（平成1\*）年度科目別講義実施記録（用紙）
- C法科大学院入学者選抜基準規程
- 平成18年度法科大学院各種委員会組織表
- 年度別C法科大学院入試結果
- 年度別入学者・合格者数

[資料2]

各法科大学院試行評価スケジュール

1. A法科大学院

- ・ 5月12日：評価資料の各委員への送付
- ・ 5月31日：所見締切
- ・ 6月5日：第2回法科大学院試行評価委員会（所見のまとめの審議）
- ・ 6月15日：所見のまとめ修正完了
- ・ 6月26日：実地視察
- ・ 7月14日：実地視察の際の質問事項の再度提出締切
- ・ 7月末：各委員より所見の再度提出締切
- ・ 8月末：評価結果（主査案）の締切
- ・ 9月27日：第3回法科大学院試行評価委員会（評価結果（原案）の審議）
- ・ 12月26日：第5回法科大学院試行評価委員会（評価結果（原案）の最終審議）
- ・ 12月28日：評価結果（案）の各法科大学院への送付
- ・ 1月29日：意見申立締切
- ・ 2月8日：第7回法科大学院試行評価委員会（評価結果（案）の最終審議）

2. B法科大学院

- ・ 8月2日：評価資料の各委員への送付
- ・ 8月28日：所見締切
- ・ 9月27日：第3回法科大学院試行評価委員会（所見のまとめの審議）
- ・ 10月12日：所見のまとめ修正完了
- ・ 10月18日：実地視察
- ・ 10月末：実地視察の際の質問事項の再度提出締切
- ・ 11月末：評価結果（主査案）の締切
- ・ 12月26日：第5回法科大学院試行評価委員会（評価結果（原案）の最終審議）
- ・ 12月28日：評価結果（案）の各法科大学院への送付
- ・ 1月29日：意見申立締切
- ・ 2月8日：第7回法科大学院試行評価委員会（評価結果（案）の最終審議）

3. C法科大学院

- ・ 9月4日：評価資料の各委員への送付
- ・ 9月25日：所見締切
- ・ 10月10日：第4回法科大学院試行評価委員会（所見のまとめの審議）
- ・ 10月31日：所見のまとめ修正完了

- ・ 11月7日：実地視察
- ・ 11月末：評価結果（主査案）の締切
- ・ 12月26日：第5回法科大学院試行評価委員会（評価結果（原案）の最終審議）
- ・ 12月28日：評価結果（案）の各法科大学院への送付
- ・ 1月29日：意見申立締切
- ・ 2月8日：第7回法科大学院試行評価委員会（評価結果（案）の最終審議）

[資料3]

各法科大学院試行評価実地視察スケジュール

1. A法科大学院(6月26日)

- 9:50 協会側集合
- 10:00～10:30 大学基準協会側の打合せ(30分)
- 10:40～12:30 面談調査(110分)
- 12:30～13:00 昼食(30分)
- 13:00～14:30 施設・設備視察、授業参観(3科目)(90分)
- 14:30～15:30 試験答案等の閲覧(60分)
  - ・15:00～15:40 研究科長との面談
- 15:30～17:00 学生との面談(90分)
- 17:00～17:30 面談調査(30分)
- 17:30～18:00 協会側打ち合せ(30分)
- 18:00 終了

2. B法科大学院(10月18日)

- 9:50 協会側集合
- 10:00～10:30 大学基準協会側の打合せ(30分)
- 10:30～11:00 授業参観(1科目)(30分)
- 11:10～13:00 面談調査(130分)
- 13:00～14:00 昼食(60分)
- 14:00～15:00 施設・設備視察、授業参観(2科目)(60分)
- 15:00～15:45 試験答案等の閲覧(45分)
- 15:50～17:20 学生との面談(90分)
- 17:20～17:50 協会側打ち合せ(30分)
- 17:50～18:15 面談(講評)(25分)
- 18:15 終了

3. C法科大学院(11月7日)

- 9:50 協会側集合
- 10:00～10:20 大学基準協会側の打合せ(20分)
- 10:20～10:40 授業参観(1科目)(20分)
- 10:40～12:30 面談調査(110分)
- 12:30～13:00 昼食(30分)
- 13:00～14:15 施設・設備視察、授業参観(3科目)(75分)

14:15 ~ 15:30 試験答案等の閲覧 (45分)  
15:30 ~ 17:00 学生との面談 (90分)  
17:00 ~ 17:30 協会側打ち合せ (30分)  
17:30 ~ 18:00 面談 (講評) (30分)  
18:00 終了

## 平成19年度法科大学院認証評価年間スケジュール

|           |  |
|-----------|--|
| 平成19年1月末  | 申請書提出  |
| 3月上旬      | 法科大学院認証評価委員会における評価方針の確認、分科会委員の選定                                     |
| 4月初旬      | 申請法科大学院、評価資料提出   |
| 5月中旬      | 評価者研修セミナー（年間の日程調整を含む）  |
| 5月中旬～6月下旬 | 各委員の書面評価（所見の作成）  |
| 6月下旬～7月下旬 | 分科会分担執筆者による所見のまとめ（分科会報告書（原案）の作成）                                     |
| 8月上旬～9月下旬 | 分科会の開催（分科会報告書（案）の作成）＜3～5時間＞ 1  |
| 9月下旬～10月末 | 実地視察＜1泊2日＞ 2   |
| 10月～11月上旬 | 分科会の開催（分科会報告書の完成）＜3時間程度＞ 3   |
| 12月中旬     | 法科大学院認証評価委員会による評価結果（原案）の審議   |
| 12月下旬     | 法科大学院認証評価委員会による評価結果（原案）の申請大学および法科大学院への提示                             |
| 平成20年1月下旬 | 申請法科大学院からの意見申立   |
| 2月上旬      | 認証評価委員会による評価結果（案）の確定   |
| 2月下旬      | 理事会による評価結果（案）の承認   |
| 3月        | 評議員会による評価結果（案）の承認、理事会による評価結果（案）の最終承認                                 |
| 3月下旬      | 申請法科大学院に評価結果を通知、文部科学大臣に報告、社会に公表                                      |
| 4月        | 異議申立審査会、審査結果に基づく評価結果の修正、理事会による承認                                     |
| 5月        | 評議員会による評価結果修正の承認、理事会による評価結果修正の最終承認の後、申請法科大学院に対し再通知、文部科学大臣に再報告、社会に再公表 |

- 1 分科会主査・委員の日程調整により、所見の締切や開催日・時間を決定する。
- 2 分科会主査・委員の日程調整により、実施日を決定する。
- 3 分科会の判断により、開催を決定する。開催の際は、分科会主査・委員の日程調整により開催日・時間を決定する。

法科大学院認証評価実地視察スケジュール（参考）

あくまで参考であり、実際は事前に法科大学院と本協会とで日程を詰める。

【第一日目】

- 9:50 本協会側参加者、法科大学院に集合
  - \* ここで研究科長等と簡単な挨拶を交わす
- 10:00 本協会側の打合せ
  - \* 質問事項、視察施設等についての打合せ
- 11:00 法科大学院の教学側の責任者、自己点検・評価の責任者などとの面談調査
  - \* 双方の出席者紹介・挨拶に続き、事前に送付した「実地視察における質問事項」等をもとに、法科大学院側と質疑応答
- 13:00 昼食
- 14:00 施設・設備視察、授業参観、学生との面談（実施時間は法科大学院と本協会とで事前に調整）
- 17:30 本協会側打合せ
  - \* 当日視察のまとめなど
- 18:00 第一日目終了

【第二日目】

- 9:20 本協会側参加者、法科大学院に集合
- 9:30 本協会側の打合せ
- 10:00 授業参観、教員との個別面談、定期試験の問題およびその答案等の閲覧
- 12:30 昼食
- 13:30 面談調査
- 15:00 視察終了の双方挨拶
  - \* 視察を終えての所感、今後の評価日程等の伝達など
  - \* その後、本協会側最終打合せ
- 16:00 第二日目終了









については、  
成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示(評価の視点2-25)については、  
成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施(評価の視点2-26)については、  
再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施(評価の視点2-27)については、  
追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施(評価の視点2-28)については、  
進級を制限する措置(評価の視点2-29)については、  
進級制限の代替措置の適切性(評価の視点2-30)については、  
教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性(評価の視点2-31)については、  
教育内容および方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施(評価の視点2-32)については、  
FD活動の有効性(評価の視点2-33)については、  
学生による授業評価の組織的な実施(評価の視点2-34)については、  
学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備(評価の視点2-35)については、

### 一、長所として特記すべき事項

- 1) は、 という点から評価できる。
- 2) は、評価できる。

### 二、助言

- 1) は、 という点から問題であり、改善が望まれる。
- 2) は、 × × × × × × × × × × × × × × という点から工夫が望まれる。

### 三、勧告

- 1) は、 という点から早急に改善されたい。

### 3 教員組織

< 該当項目の教育目標の達成状況ならびに法科大学院基準の遵守状況、特色と勧告や大きな問題点に関する概評 >

専任教員数に関する法令上の基準の遵守（評価の視点3 - 1）については、  
である。

1 専攻に限った専任教員としての取り扱い（評価の視点3 - 2）については、  
である。

法令上必要とされる専任教員数における教授の数（評価の視点3 - 3）については、  
である。

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備（評価の視点3 - 4）については、  
である。

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数（評価の視点3 - 5）については、  
である。

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置（評価の視点3 - 6）については、  
である。

法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置（評価の視点3 - 7）については、  
である。

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置（評価の視点3 - 8）については、  
である。

専任教員の年齢構成（評価の視点3 - 9）については、  
である。

教員の男女構成比率の配慮（評価の視点3 - 10）については、  
である。

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮（評価の視点3 - 11）については、  
である。

教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程（評価の視点3 - 12）については、  
である。



#### 4 学生の受け入れ

< 該当項目の教育目標の達成状況ならびに法科大学院基準の遵守状況、  
特色と勧告や大きな問題点に関する概評 >

学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表（評価の視点4 - 1）については、  
である。

学生の適確かつ客観的な受け入れ（評価の視点4 - 2）については、  
である。

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保（評価の視点4 - 3）については、  
である。

入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施（評価の視点4 - 4）については、  
である。

各々の選抜方法の適切な位置づけと関係（評価の視点4 - 5）については、  
である。

公平な入学者選抜（評価の視点4 - 6）については、  
である。

複数の適正試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表（評価の視点4 - 7）については、  
である。

法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表（評価の視点4 - 8）については、  
である。

法学既修者の課程修了の要件の適切な設定（評価の視点4 - 9）については、  
である。

学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立（評価の視点4 - 10）については、  
である。

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮（評価の視点4 - 11）については、  
である。

法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合



## 5 学生生活への支援

< 該当項目の教育目標の達成状況ならびに法科大学院基準の遵守状況、  
特色と勧告や大きな問題点に関する概評 >

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備(評価の視点5 - 1)については、  
である。

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知(評価の視点5 - 2)については、  
である。

奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備(評価の視点5 - 3)については、  
である。

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備(評価の視点5 - 4)については、  
である。

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備(評価の視点5 - 5)については、  
である。

### 一、長所として特記すべき事項

- 1)  は、 という点から評価できる。
- 2)  は、評価できる。

### 二、助言

- 1)  は、 という点から問題であり、改善が望まれる。
- 2)  は、 という点から工夫が望まれる。

### 三、勧告

- 1)  は、 という点から早急に改善されたい。



## 6 施設・設備、図書館

< 該当項目の教育目標の達成状況ならびに法科大学院基準の遵守状況、  
特色と勧告や大きな問題点に関する概評 >

講義室、演習室その他の施設・設備の整備について（評価の視点6 - 1）は、  
である。

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保（評価の視点6 - 2）  
については、 である。

各専任教員に対する個別研究室の用意（評価の視点6 - 3）については、  
である。

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備（評価の視点6 - 4）  
については、 である。

身体障がい者等のための施設・設備の整備（評価の視点6 - 5）については、  
である。

施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮（評価の  
視点6 - 6）については、 である。

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備（評価の視点  
6 - 7）については、 である。

図書館の開館時間の確保（評価の視点6 - 8）については、  
である。

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備（評価の視点  
6 - 9）については、 である。

### 一、長所として特記すべき事項

- 1) 是、 という点から評価できる。
- 2) 是、 評価できる。



## 7 事務組織

< 該当項目の教育目標の達成状況ならびに法科大学院基準の遵守状況、  
特色と勧告や大きな問題点に関する概評 >

事務組織の整備と適切な職員配置（評価の視点7 - 1）については、  
である。

事務組織と教学組織との有機的な連携（評価の視点7 - 2）については、  
である。

事務組織の適切な企画・立案機能（評価の視点7 - 3）については、  
である。

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み（評価の視点7 - 4）  
については、 である。

### 一、長所として特記すべき事項

- 1) は、 という点から評価できる。
- 2) は、評価できる。

### 二、助言

- 1) は、 という点から問題であり、改善が望まれる。
- 2) は、xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxという点から工夫が望まれる。

### 三、勧告

- 1) は、 という点から早急に改善されたい。







## 「 大学法科大学院に対する認証評価結果」について

貴大学より 2007（平成 19）年 1 月 日付文書にて、2007（平成 19）年度の法科大学院認証評価について申請された件につき、本協会法科大学院認証評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学法科大学院の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学法科大学院の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料等についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、教育活動等の経験豊富な者を中心に各法科大学院より推薦いただいた評価委員登録者の中からあてるとともに、法曹または法曹としての実務経験を有する者、外部有識者も加わって、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学法科大学院に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「法科大学院基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の評価を行うとともに評価所見を作成し、これを主査および各委員により分担して一つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後主査および各委員が参集して8月中旬から9月中旬にかけて（スケジュール参照）分科会を開催し、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査および各委員により分担して分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、分科会からの実地視察の際の質問事項を貴大学および貴大学法科大学院に送付し、それをもとに 月 日に実地視察を行いました。

実地視察では、分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、貴大学法科大学院との面談、学生面談、授業参観、施設・設備の視察、関連資料の閲覧などを実施し、これらに基づいて主査および各委員により分担して分科会報告書（最終）を完成させました。

完成した分科会報告書をもとに法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）は、法科大学院認証評価委員会での審議を経て「評価結果」（原案）として貴大学および貴大学法科大学院に送付しました。同原案に対して貴大学から提示された意見を参考に原案は修正され、その後理事会、評議員会の議を経て承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「資料2」のとおりです。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学および貴大学法科大学院に提示する「評価結果」は、「 認証評価結果」、「 総評」、「 法科大学院基準の各項目における概評ならびに提言」で構成されています。

「 認証評価結果」には、貴大学法科大学院が「法科大学院基準」に適合しているか否かを記しています。

「 総評」には、貴大学法科大学院の理念・目的ならびに教育目標とその明示と周知方法、教育目標の検証、貴法科大学院の特色や大きな問題点を記しています。

「 法科大学院基準の各項目における概評ならびに提言」は、「各項目における概評」「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、貴大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は、法令等の遵守に関する事項もしくは本協会が法令に準じて法科大学院に求める事項を充たしていないことに対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された法科大学院においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2010(平成22)年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、法令等の遵守に関する事項は充たしているものの、本協会が法令に準じて法科大学院に求める事項や法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項を充たしていない場合に一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告が求められるものの、それらにどのように対応するかは各法科大学院の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

今回提示した各指摘は、貴大学法科大学院からの申請資料に基づく書面評価や実地視察の結果、導き出したものであり、必ずしも貴大学法科大学院の最新動向を完全に踏まえたものとはいえないかもしれませんが、前述の「意見申立」手続き等による貴大学からのご意見を参考に、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意いたしました。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2008(平成20)年 月 日までにご連絡ください。



大学法科大学院認証評価提出資料一覧

調書

| 資料の名称           | 提出部数 |
|-----------------|------|
| 1 法科大学院点検・評価報告書 | 部    |
| 2 法科大学院基礎データ    | 部    |
| 3 専任教員の教育・研究業績  | 部    |

添付資料

| 提出資料   | 資料の名称                               | 提出部数 |
|--|-------------------------------------|------|
| 1 法科大学院の理念・目的ならびに教育目標が明文化された冊子等（研究科概要、学生募集要項、入学案内等）                      | 大学法科大学院入学試験要項                       | 部    |
| 2 法科大学院の概要を紹介したパンフレット  | 大学法科大学院パンフレット                       | 部    |
| 3 法科大学院の教育内容、履修方法などを記載したもの（学生便覧、履修要項等）                                   | 大学法科大学院履修案内                         | 部    |
| 授業計画、科目概要など授業内容、成績評価内容を示した冊子等（講義要項、シラバス等）                                | 大学法科大学院シラバス                         | 部    |
| 年間授業時間割表   | 大学法科大学院時間割                          | 部    |
| 履修科目の登録に関する規則等（大学院学則、研究科規程等）   | 大学法科大学院学則                           | 部    |
| リーガル・クリニックやエクスターンシップが実施されている場合、その実施要綱、受入先・実施状況等が把握できる資料                  | リーガル・クリニックに関する資料<br>エクスターンシップに関する資料 | 部    |
| リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、その守秘義務に関する規定（研究科規程等）                     | リーガル・クリニックに関する資料<br>エクスターンシップに関する資料 | 部    |
| 進級要件、修了要件の定め等（研究科規程等）  | 大学法科大学院学則<br>大学法科大学院履修案内            | 部    |
| 他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関して定めた規定（研究科規程等）                                  | 大学法科大学院学則<br>大学法科大学院履修案内            | 部    |
| 学習相談体制について定められた規定（研究科規程等）、オフィスアワーの内容やその周知に関する資料                          | 大学法科大学院履修案内                         | 部    |
| 成績評価基準を明示している規則等   | 大学法科大学院学則<br>大学法科大学院履修案内            | 部    |
| 成績の分布に関する資料  | 定期試験関連資料                            | 部    |
| 期末試験の実施要綱および再試験・追試験等に関する基準等  | 大学法科大学院履修案内                         | 部    |
| 各種試験の実施状況に関する資料  | 定期試験関連資料                            | 部    |
| 授業評価に関する定めおよび結果報告書   | 授業評価アンケート結果                         | 部    |
| 4 教員人事関係規程等（教員選考委員会規程、教員資格審査規程、教員任免・昇格規程等）                               | 大学法科大学院「委員会規程」<br>大学法科大学院「人事規程」     | 部    |
| 教員の任免および昇任に関する規則（研究科規程、任用規程、懲戒規程、就業規則等）                                  | 大学法科大学院「委員会規程」<br>大学法科大学院「人事規程」     | 部    |
| 5 学生募集要項（再掲）   | 大学法科大学院入学試験要項                       | 部    |
| 6 学生生活の相談、助言、支援体制に関する定め（学生相談室規程、学生相談室報等）                                 | 大学法科大学院履修案内                         | 部    |
| 各種ハラスメントに対応する規則およびパンフレット（ハラスメント防止規程、啓蒙パンフ、ハラスメントを受けた場合の救済措置についてのパンフレット等） | 大学ハラスメント防止に関するパンフレット及び規程            | 部    |
| 奨学金・教育ローンなどの募集要項、規則等   | 大学法科大学院履修案内                         | 部    |
| 就職支援に関する体制についての定めおよびパンフレット   | 大学法科大学院履修案内                         | 部    |
| 8 法科大学院施設の概要・見取り図等   | 大学法科大学院履修案内<br>施設の面積・規模に関する資料       | 部    |
| 図書館利用ガイド等  | 大学法科大学院図書案内                         | 部    |
| 9 管理運営に関する定め（学則、研究科規程等）  | 大学法科大学院学則<br>大学法科大学院「委員会規程」         | 部    |
| 法科大学院教授会規則   | 大学法科大学院「委員会規程」                      | 部    |
| 研究科長等法科大学院の長の任免に関する定め（研究科規程等）  | 大学院法務研究科（法科大学院）学則<br>大学法科大学院「委員会規程」 | 部    |
| 11 適切な情報公開と説明責任が果たされる体制および実績データ（ウェブサイト、大学案内、各種パンフレット）                    | ホームページ資料                            | 部    |

## 大学法科大学院に対する認証評価のスケジュール

貴大学法科大学院の評価は以下の手順でとり行った。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 2007年 | 1月 日  | 貴大学より法科大学院認証評価申込書の提出   |
|       | 2月 日  | 第1回法科大学院認証評価委員会の開催（委員長、副委員長の決定と本協会の法科大学院認証評価の概要説明）           |
|       | 3月 日  | 第2回法科大学院認証評価委員会の開催（平成19年度法科大学院認証評価の方針やスケジュールの確認、分科会の構成の検討など） |
|       | 3月 日  | 第 回理事会の開催（平成19年度法科大学院認証評価の分科会の構成を決定）                         |
|       | 4月上旬  | 貴大学より法科大学院認証評価関連資料の提出  |
|       | 5月 日  | 評価者研修セミナーの開催（平成19年度の法科大学院認証評価の概要の説明や分科会主査・委員が行う作業の研修など）      |
|       | 5月下旬  | 分科会主査・委員に対し、貴大学より提出された資料の送付                                  |
|       | 7月 日  | 分科会主査・委員による貴大学法科大学院に対する評価所見の作成                               |
|       | ～7月下旬 | 分科会報告書分担執筆による「分科会報告書」（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）                    |
|       | 8月 日  | 第1回 大学法科大学院分科会の開催（「分科会報告書」（原案）の修正）                           |
|       | 8月～   | 「実地視察における質問事項」の貴大学および貴大学法科大学院への送付                            |
|       | 10月 日 | 実地視察の実施  |
|       | 10月 日 | 第2回 大学法科大学院分科会の開催（「分科会報告書」の完成）                               |
|       | 11月 日 | 法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（「分科会報告書」をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）       |
|       | 12月 日 | 第3回法科大学院認証評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）                          |
|       | 12月下旬 | 「評価結果」（原案）の申請大学および法科大学院への送付                                  |
| 2008年 | 2月 日  | 第4回法科大学院認証評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（原案）を修正）            |
|       | 2月 日  | 第 回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）                          |
|       | 3月 日  | 第 回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）、「評価結果」の申請大学への送付                  |

(平成19.2.8)

法科大学院試行評価委員会

| 職名   | 氏名      | 所属機関                    | 専攻           |
|------|---------|-------------------------|--------------|
| 担当理事 | 納谷 廣美   | 明治大学                    | 民事訴訟法・司法制度論  |
| 委員長  | 山内 惟介   | 中央大学                    | 国際私法         |
| 委員   | 遠藤 美光   | 千葉大学                    | 商法           |
| "    | 金子 征史   | 法政大学                    | 労働法          |
| "    | 椛嶋 裕之   | 日本弁護士連合会<br>・早稲田大学      | 司法制度論・民事弁護実務 |
| "    | 木谷 明    | 法政大学                    | 刑事法          |
| "    | 小早川 光郎  | 東京大学                    | 行政法          |
| "    | 小森田 恵樹  | 司法研修所                   | 刑事裁判         |
| "    | 佐上 善和   | 立命館大学                   | 民事訴訟法        |
| "    | 櫻田 嘉章   | 京都大学                    | 涉外関係法        |
| "    | 永田 眞三郎  | 関西大学                    | 民法           |
| "    | 野村 稔    | 早稲田大学                   | 刑法           |
| "    | 平良木 登規男 | 慶應義塾大学                  | 刑事訴訟法        |
| "    | 増田 嘉一郎  | 増田法律事務所・明治大学            | 民事訴訟法        |
| "    | 森川 誠一郎  | 東京高等検察庁・<br>専修大学・明治学院大学 | 刑事訴訟実務       |